

公募型プロポーザル方式に係る手続の開始

次のとおりプロポーザル方式に係る手続を開始します。

令和8年3月16日

山口県知事 村岡 嗣政

1 業務の概要

次に掲げる業務の委託

(1) 業務名

脱炭素に触れる体験型謎解きイベント実施業務

(2) 業務内容

「脱炭素に触れる体験型謎解きイベント実施業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

2 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

なお、参加者が共同企業体である場合は、代表者は（1）から（3）までの要件をすべて満たし、かつ全構成員が（1）及び（3）の要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- (2) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和7年山口県告示第214号）に基づく資格審査において、業務委託に係る業務種目の大分類が「07企画・製作」かつ小分類が「05イベント等の企画」もしくは「06イベント等の運営」に該当し、特A又はAの等級に格付けされている者であること。
- (3) この手続の開始の日から企画提案書提出日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

3 応募要項等の配布

令和8年3月16日（月）午前9時から5月15日（金）午後5時まで、山口県環境生活部環境政策課のWebページに掲載するので、ダウンロードすること。

[掲載先URL] <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/38/>

4 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出方法

電子メールにより提出すること。

なお、送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと。

(2) 提出先

山口県環境生活部環境政策課 (a15500@pref.yamaguchi.lg.jp)

(3) 提出期限

令和8年4月30日(木)午後5時まで(必着)

5 提案書の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

(2) 提出先

山口県環境生活部環境政策課環境企画班

[住所] 〒753-8501 山口市滝町1番1号(山口県庁2階)

(3) 提出期限

令和8年5月15日(金)午後5時まで(必着)

6 審査

審査は、脱炭素に触れる体験型謎解きイベント実施業務審査委員会において、提出された提案書により実施する。

7 その他

(1) この手続の開始後に、2(2)に掲げる資格審査の申請をする場合は、令和8年5月11日(月)午後5時までに山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

(2) この手続に参加した者が山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。

(3) 詳細については、山口県環境生活部環境政策課環境企画班に問い合わせること。(電話番号：083-933-3030)

8 留意事項

この手続の開始公告は、次年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であるため、令和8年3月山口県議会定例会において当初予算案が否決された場合は、契約の締結を行わない。

なお、上記に伴い参加者に損害が生じた場合にあっても、参加者において負担すること。